

平成24年度 第2回江別市自治基本条例検討委員会

<次 第>

日 時 : 平成24年9月28日(金) 14時00分から

場 所 : 江別市民会館 23号室

1. 開 会

2. 各章・各条項の現状評価と課題について

(1) 第1章「総則」

(2) 第7章「市民参加・協働の推進」

3. その他

モニターへのアンケート(案)について

4. 閉 会

江別市自治基本条例の策定に向けた取組み

1 自治基本条例とは

自治体の住民自治の基本的なあり方について規定し、かつ、その自治体の条例などの体系の中で頂点に位置づけられる条例です。

具体的には、市民の権利や責務、行政・議会の役割や責務などについて規定されることが多く、平成12年に北海道ニセコ町で制定されて以来、多くの自治体で既に制定されています。

2 江別市の自治基本条例の取組み

江別市は、平成16年に市制施行50周年を迎え、人口12万2千人を有する道央圏の主要都市として成長しています。また、同年スタートした第5次江別市総合計画では、「人が輝く共生のまち」を将来都市像として「市民協働によるまちづくり」を目ざしています。

このような状況のもと、地域の特性を生かし、市民、市民活動団体、事業者、行政が互いに協働によるまちづくりを進めるための基本的なルールとして、「市の憲法」とも呼ばれる「江別市自治基本条例」を市民が主体となって策定にあたってきました。

3 条例制定に向けた取組み

(1) 江別市自治基本条例（仮称）庁内プロジェクトチーム

住民自治の視点に立つ自治体の組織・運営・活動に関する基本的な事項の理解を深め、住民参加、住民と行政との「協働によるまちづくり」のための基本的な考え方や仕組みについて、調査・研究・討議をすることによって、将来の江別市の自治基本条例の制定に資することを目的に、庁内各部から若手職員15名により、平成16年6月に発足しました。

75回の会議を開催したほか、講師を招いた勉強会やワークショップ形式によるグループ討議、先進地視察などを行い、平成17年3月に中間報告書を、平成18年3月には最終報告書を市長に提出しました。

また、その後も自治基本条例について調査・研究を継続し、一般職員向けの研究発表会を行なっています。

(2) 江別市自治基本条例（仮称）市民懇話会

江別市では、この条例の骨子を市民が主体となって作るために、平成17年6月に「江別市自治基本条例（仮称）市民懇話会」を発足しました。

市民懇話会では、条例の基礎知識を学ぶための研修会や勉強会の開催、条例に盛り込む内容を検討するなど、37回にわたり会議を重ねてきました。

また、市民の意見を条例に反映させるため、市民との意見交換会や市民意見の募集（パブリックコメント）を経て更なる検討を重ね、平成19年3月に、市長に対し条例骨子の提言書を提出しました。

※江別市自治基本条例（仮称）市民懇話会」委員（23名）

公募市民 13名

指名市民 5名（自治会関係者3名、商工会議所関係者2名）

市職員 5名（職員プロジェクトチームから選出）

(3) 江別市自治基本条例（仮称）制定審査委員会

市では、市民懇話会による提言書に基づき「江別市自治基本条例（仮称）原案」を作成しました。

この原案を専門的立場で検討いただく上から、平成19年11月30日に、学識者（大学教授）、自治会関係者、市民活動団体関係者など7名の委員で構成される「江別市自治基本条例（仮称）制定審査委員会」を設置。制定審査委員会では市民懇話会の提言に込められた思いと市政の現状の双方を視野に入れつつ検討を重ね、中間報告やパブリックコメントを経て、平成20年12月に市長に最終報告書を提出しました。

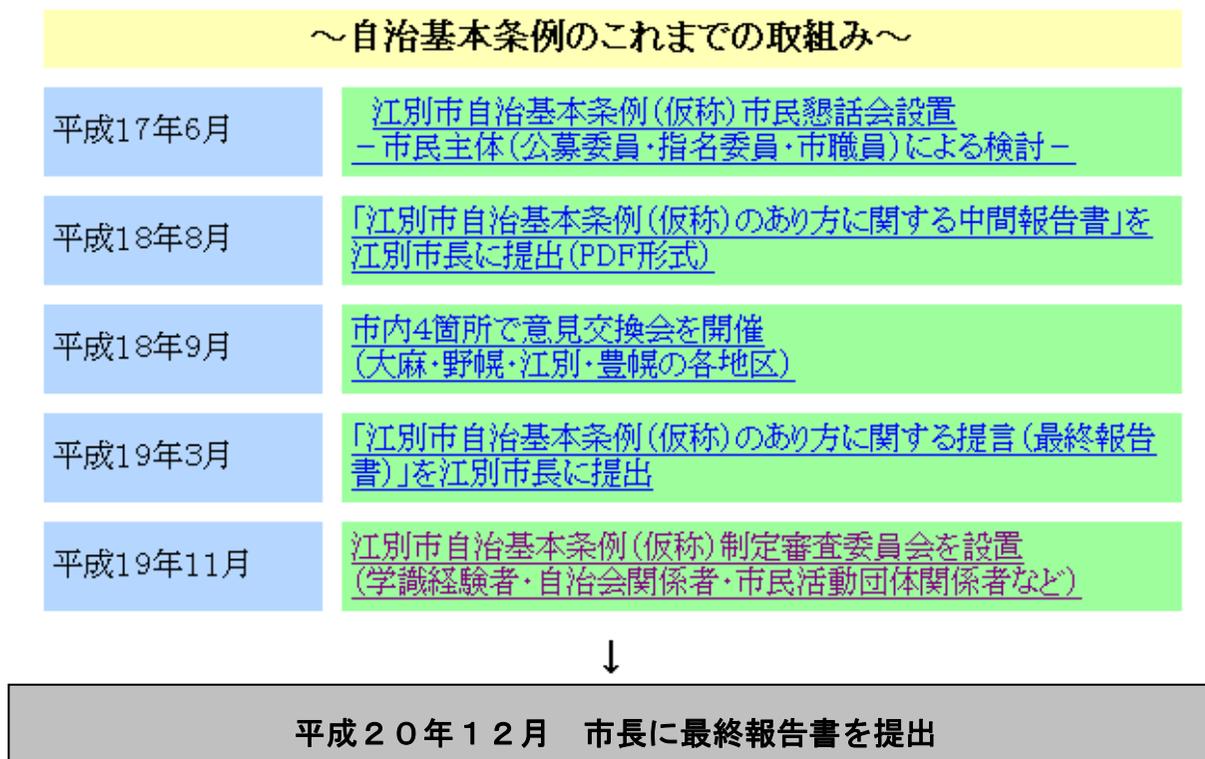
※江別市自治基本条例（仮称）制定審査委員会」委員（7名）

大学教員 3名

市民懇話会会長、江別市自治会連絡協議会会長

市民活動団体関係者、江別商工会議所副会頭

【概略図】



【制定審査委員会の審議風景】



【市民懇話会の活動風景】



検討会議



議員との勉強会



市民との意見交換会

(4) 自治基本条例の議会提案

江別市自治基本条例（仮称）制定審査委員会の最終報告に基づき、市では条例案を作成し、平成21年3月の市議会定例会に提案しました。

市議会では、平成20年12月の市議会定例会で11人の議員で構成される「自治基本条例特別委員会」を設置し、当特別委員会において条例の審議が行われ、平成21年6月の市議会定例会で可決されました。

(5) 条例制定後の周知活動

市議会定例会での可決を受け、平成21年7月1日に施行。その後、広報誌への掲載や啓発用パンフレットの全戸配布など市民への周知に力を注ぎました。

また、多くの市民への条例理解、浸透を図るため、各地域での説明会や講演会、出前講座などを開催しました。

施行後、1年経った平成22年度に、自治基本条例を広く市民に認知され、まちづくりについて関心をもってもらうため、市民目線で条例を伝えようというコンセプトのもと、自治基本条例のPR版を市民との協働の形態で作成し、全戸配布しました。

さらに講演会や出前講座などを開催し、条例に対する認識が広まるよう市民への啓発活動を進める一方、職員自体の意識も高めるため、庁内LANを活用し、定期的に条例の啓発を行ったり、新規採用職員の研修などに自治基本条例に関するプログラムを加え、職員の意識改革に努めております。

4 条例の特色

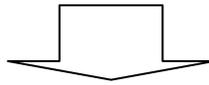
37回に渡る市民懇話会での検討にも象徴されるように、市民が主体となったワーキンググループが、自分達が暮らす地域を自ら考え行動する「市民主体の自治」を実現するために、熱心に研修や検討を重ね、江別にふさわしい条例の骨子を作り上げてきた制定過程が、この条例の1番の特色であります。

また、条例の中で、市民、事業者、議会、議員、市長、職員について、役割や求められる責務を明確化するとともに、自治の基本的な理念と原則、自治運営を行う上での基本的な事項を条例を通じて明確化したという点です。

江別市自治基本条例の策定経過

平成17年度～平成18年度

江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会	平成17年6月23日	江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会を設置 ※市民主体により検討開始 ※メンバーは、公募委員13名・指名委員5名・市職員5名 計23名
	平成18年8月18日	「江別市自治基本条例(仮称)のあり方に関する中間報告書」を市長に提出 ※中間報告の提出にあたり、懇話会メンバーと5役との意見交換会を実施
	平成18年8月28日	懇話会メンバーと議員との勉強会(意見交換会)実施
	平成18年9月13日	市民との意見交換会(大麻地区)
	平成18年9月20日	市民との意見交換会(野幌地区)
	平成18年9月27日	市民との意見交換会(江別地区)
	平成18年10月5日	市民との意見交換会(豊幌地区)
	平成18年10月1日 ～10月31日	「江別市自治基本条例(仮称)のあり方に関する中間報告」に対するパブリックコメントを実施
	平成19年3月29日	「江別市自治基本条例(仮称)のあり方に関する提言(最終報告書)」を市長に提出
検討期間: 1年8か月間、会議37回、部会12回		



平成19年度

江別市 (企画政策部)	平成19年4月 ～平成19年11月	市民懇話会からの提言に基づき、「江別市自治基本条例(仮称)原案」を作成 ※法制との調整 ※主務課長会議で内容説明
	検討期間: 約8か月間	



平成19～20年度

自治基本条例(仮称)制定審査委員会	平成19年11月30日	江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会を設置 ※市民懇話会の提言を踏まえた市の条例原案を専門的見地から検討 ※メンバーは、学識経験者、自治会関係者、市民活動団体関係者、経済団体関係者など 計7名
	平成20年3月15日	自治基本条例講演会開催(市主催、佐藤克廣教授)
	平成20年5月21日	制定審査委員会メンバーと議員との意見交換会実施
	平成20年8月26日	「江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会中間報告」を市長に提出
	平成20年9月1日 ～9月30日	「江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会中間報告」に対するパブリックコメントを実施
	平成20年12月25日	「江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会最終報告」を市長に提出
検討期間: 1年1か月間、会議11回		

※市民による検討期間 : 3年6か月

●自治基本条例中に使用されている主要な法令用語の説明

用 語	意 味
①することができる	裁量権の付与/権能の付与。
②するものとする	弱い義務。方針などを示す。
③しなければならない	義務。裁量の余地なし（=する）

- ①「**することができる**」 → 一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用いる。一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、一定の行為をする権利または能力を付与する場合との二通りの用い方がある。
- ②「**するものとする**」 → 「しなければならない」よりは義務付けの感じが弱く、ある原則なり方針なりを示すという場合に用いる。
- ③「**しなければならない**」 → 一定の行為をすることを義務付け、それをするかしないかの裁量の余地を与えない場合に用いる。

自治基本条例アンケート結果(5/8~6/7実施)

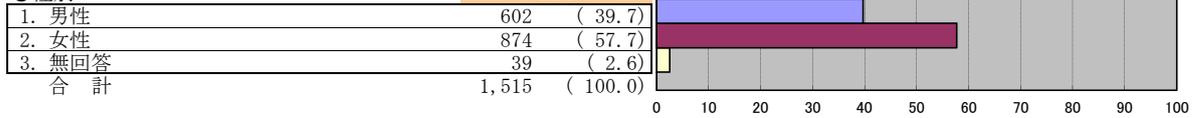
(H24クロス集計グラフ)

回答率 30.3%

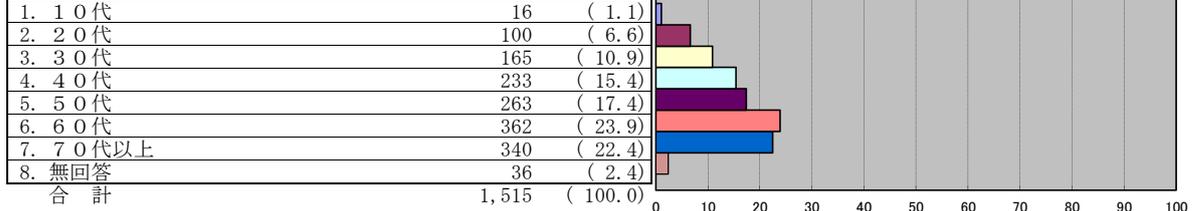
回答者数 1,515
対象者数 5,000

◆性別・年齢・職種に関する設問

●性別

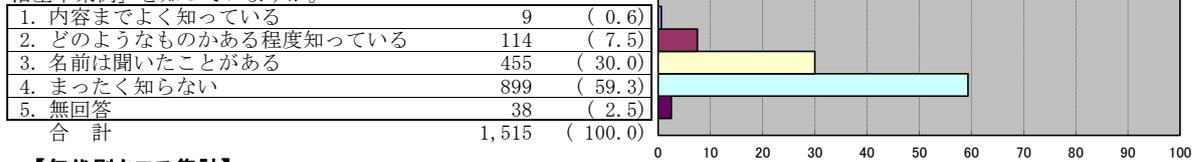


●年齢

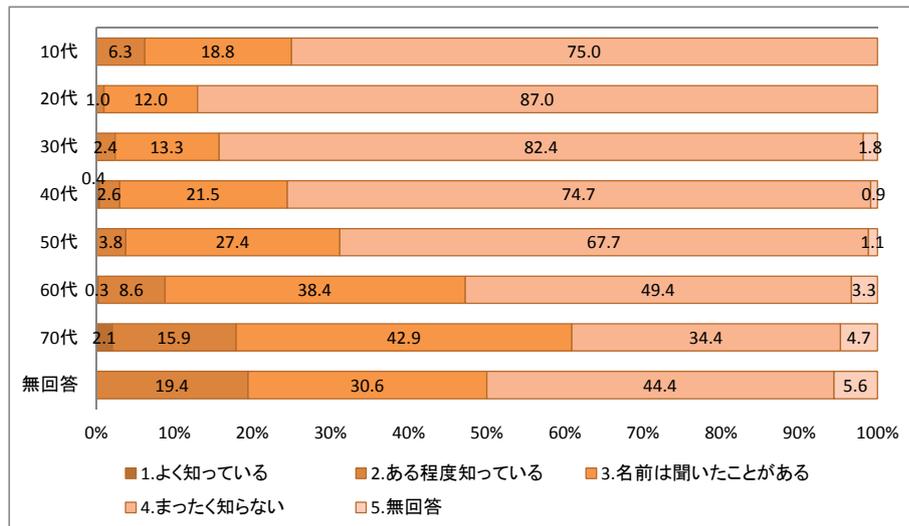


◆自治基本条例に関する設問

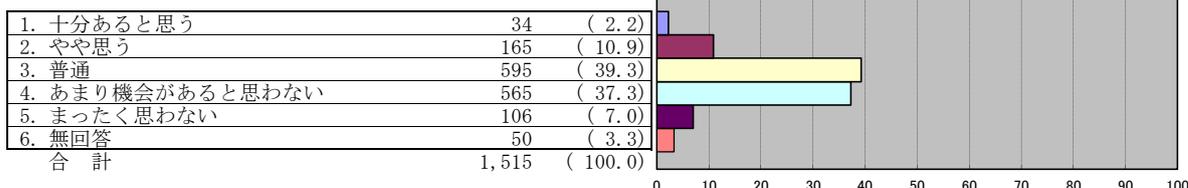
問3 市民自治の最高規範として、市民の手で作られた「江別市自治基本条例」を知っていますか。



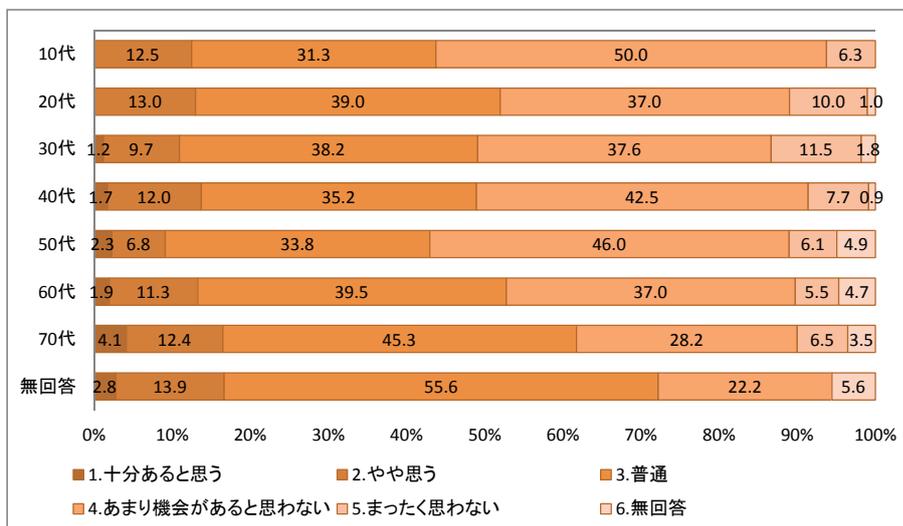
【年代別クロス集計】



問4 江別市は市民参加の機会が十分にあると思いますか。

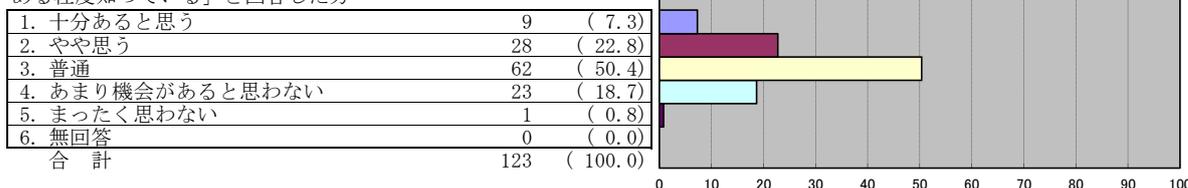


【年代別クロス集計】

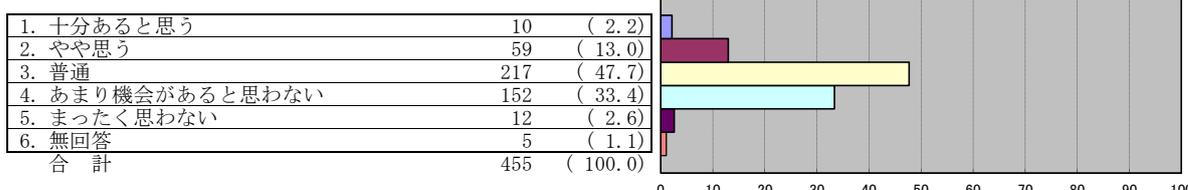


【問4回答分析】

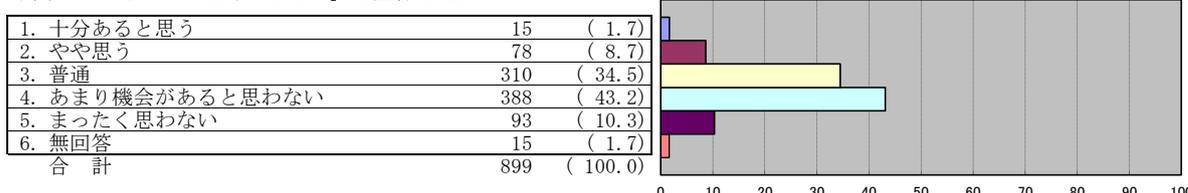
●問3で「1 内容までよく知っている」「2 どのようなものかある程度知っている」と回答した方



●問3で「3 名前は聞いたことがある」と回答した方

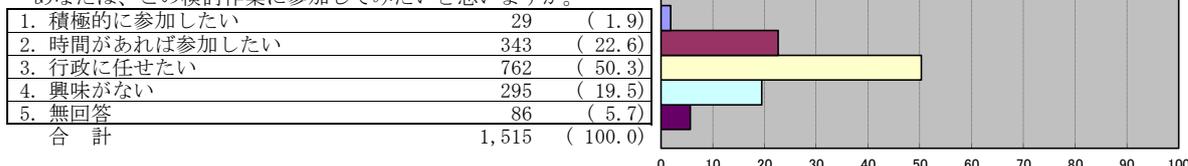


●問3で「4 まったく知らない」と回答した方



問5 自治基本条例の検討作業は、多くの市民の方々からご意見を
 いただいて進めたいと考えています。

あなたは、この検討作業に参加してみたいと思いますか。



	意 見	備 考
H21年6月議会	<p>(自治基本条例特別委員会による付帯意見) 1 条例前文における江別市の歴史的な成り立ちについて市民周知を図るに当たっては、アイヌ民族をはじめ、北越植民社の方々など、屯田兵以外の先人が果たした役割・功績についても、逐条解説に盛り込むなど、十分に理解が得られるよう配慮されたい。また、条例第29条の規定に基づき、今後、条例の規定について見直しを行う際には、これらの点を考慮した条例前文の改正も含め、鋭意検討されたい。</p>	
	<p>2 条例第24条第5項に規定する市民参加に関する条例の制定に向け、可及的速やかに全庁的な要綱づくりなどを進められたい。</p>	<p>(一般質問) ・H21年9月 ・H22年3月 ・H23年3月 ・H23年12月</p>
	<p>(議会での意見) ・第6条の市民の権利の部分で「市民は行政に参加する権利がある」という極めて漠然としたものとなってしまった。具体的に規定することが大事だ。</p>	
	<p>・住民投票条例、住民参加条例、議会基本条例などの具体化を早期に制定するスケジュールを希望する。</p>	<p>(一般質問) ・H24年6月</p>
	<p>・常設型の住民投票の手法を盛り込むことを模索すべきと考える。</p>	
	<p>・住民投票をそれぞれの事案に応じた手続や投票要件を規定することは、評価する。請求権、発議権、投票権、投票率などの成立要件についても他の自治体の先進事例や問題点を研究し、各法規に照らした上で、住民投票の在り方を検討すべき。</p>	
	<p>・「信託」という言葉が、市民と市の関係について適切かどうか研究すべき課題である。</p>	
<p>・条文を整理し、市民の定義も細分化すべきであり、条文の解説において記載することを求める(居住者、非居住者及び団体を同列に扱うこと)</p>		

【条例制定後の議論】

	意見	備考
H22年3月議会	(一般質問) ・市民説明会や市民意見の募集の回数が増えているが、中身をどのように評価されているのか。	(一般質問) ・H23年3月
	・まちづくりに参加する市民の活動を広げ、そのような市民をサポートしていく方針についての確認。	
	・情報共有と市民参加を推進するために職員研修など、具体的にどのようにすすめているのか。	
	・「審議会等の委員の選任に関する要綱」を自治基本条例に沿って見直すべきではないか。	
H22年6月議会	(一般質問) ・市民協働の取り組みを検証をし、今後の課題を明らかにする必要があるのではないか。 着実に経験と実績を積み重ね、市民と行政が共通の認識を持つことが必要であり、江別らしい姿が見えてきた時に、それを明文化させるのが望ましい条例づくりではないか。	
	・市民協働の理解を深めるための取り組みが必要ではないか。	
H22年9月議会	(一般質問) ・条例の広報活動について、常に啓発活動を行うことが必要だと考えるがいかがか。	(一般質問) ・H23年3月 ・H23年6月
	・より具体的な市民協働のまちづくりを促すための条例を定めるべきではないか。	
	・市民への情報提供、共有に係る審議会等の資料配布	
	・市民自治による協働のまちづくりをすすめていくための市民参加の手法について	
H23年3月議会	(一般質問) ・条例の広報活動について、常に啓発活動を行うことが必要だと考えるがいかがか。	
	・住民投票制度の拡充についてどのようにお考えか。	
H23年6月議会	(一般質問) ・職員の育成といった市役所改革の取り組みをどのように進めていくのか。	
H24年6月議会	(一般質問) ・条例の所期の目的を達成しているかどうかの確認をどのように進めていくのか。	
	・行政としての成果と課題についてどのように検証等が行われてきたのか。	
	・他の条例等との整合性についての検証は行われたのか。	
	・制定時に議論になっていた前文の内容や市民参加条例の制定などについて議論されるのかどうか。	
	・検討委員会が検討する内容について、市民が意見を言う方法はあるのか。	

【他市見直し検討状況一覧】

	札幌市自治基本条例 (H19.4.1施行:5年)	帯広市まちづくり基本条例 (H19.4.1施行:5年)	苫小牧市自治基本条例 (H19.4.1施行:4年)	みんなで進める千歳のまちづくり条例 (H19.4.1施行:4年)	白老自治基本条例 (H19.1.1施行:5年)	ニセコ町まちづくり基本条例 (H13.4.1施行:4年)
第1回	H23.3.16 (1)委員の委嘱式 (2)座長の選出 (3)今後のスケジュール、これまでの市民自治の取組について(事務局より報告)・・・など 【資料】 ・評価の対象や方法、スケジュールについて ・各条項に係る主な取組状況 ・市民自治の推進に係る主な取組成果	H23.4.27 (1)市民検討委員会の運営について ①市民検討委員会について ②委員長の選出 ③職務代理者の指名 ④検討の進め方、スケジュールなど (2)まちづくり基本条例に基づく取組の現状等について (3)その他 【資料】 ・条例に基づく主な取組状況 ・条項ごとの課題・対応方向 ・市民参加の取組 ・参加機会、パブコメ制度に関する課題・対応方向、検討の視点 など	H22.5.11 (1)委員の交代について報告と委嘱状交付 (2)自治基本条例の見直しに向けた検討の諮問 (3)会議 ①副会長の選任 ②自治基本条例の運用状況の検証 ③今後のスケジュール 【資料】 ・市民自治のまちづくり推進計画結果 ・答申書(平成19年度、20年度、21年度) ・その他(他自治体の報告書など)	H22.2.23 (1)条例の見直しについて 【資料】 ・諮問書	H23.6.29 ・委嘱状交付 ・道内他自治体の状況、白老町の取組状況 ・パブリックコメント手続条例(案)説明 ・審議会等の委員の公募に関する条例(案)説明	H20.7.16 (1)委員長、副委員長の互選 (2)まちづくり基本条例についての説明 (3)まちづくり基本条例改正に向けた現状評価
第2回	H23.4.22 (1)自治基本条例第31条に基づく評価の仕組みについて (2)市民自治に関する取組状況について (3)市民自治に関する市民意識の調査結果について (4)現状の施策・取組等に対する市の認識について 【資料】 ・市民自治によるまちづくりに関する評価の仕組み、運用について ・市民自治の評価を行う作業工程(素案) ・市民自治の主な取組の状況 ・市民自治に関する市民意識調査結果	H23.5.16 (1)参加機会の充実、パブリックコメント制度について (2)住民投票について 【資料】 ・まちづくりアンケート集計結果 ・委員からの意見等の集約結果 ・帯広市における住民投票制度	H22.6.29 (1)委員の交代について報告 (2)自治基本条例の運用状況について(全文・総則・第2章)	H22.3.15 (1)勉強会 ・前委員2名を講師として、条例を作成するに至った経緯などを確認した後、意見交換。	H23.7.13 ・パブリックコメント手続条例(案)検討(論点整理) ・審議会等の委員の公募に関する条例(案)検討(論点整理) ・自治基本条例検証作業(現状分析)	H20.8.28 (1)条例内容に対する現状評価、意見集約及び検討 【資料】 ・ニセコ町まちづくり基本条例の現状評価と論点(Ver.2) ・他自治体の自治基本条例の状況：三鷹市、白老町、多治見市(ニセコ町の条例には規定されていない事項には下線を引いて作成)
第3回	H23.5.27 (1)自治基本条例における各章・各条項の現状評価、課題について (2)自治基本条例に関連する事業等の状況について 【資料】 ・条例の現状評価、課題について ・各条項に係る取組状況と関係条例、要綱、計画等 ・まちづくり協議会の主な構成団体 ・元気なまちづくり支援事業の実施状況について ・まちづくりの主な構成団体	H23.6.6 (1)参加機会の充実、パブリックコメント制度について (2)住民投票について (3)協働の推進・コミュニティ活動について 【資料】 ・市民協働の取組 ・コミュニティ活動 ・市民協働指針、マニュアル ・実践事業公開事例一覧 ・市民提案型協働のまちづくり支援事業の実施状況 ・協働の推進、コミュニティ活動に関する課題、対応方向および検討の視点 など	H22.9.17 (1)チェックシート集計について (2)自治基本条例の運用状況について(チェックシートに基づいて 総則～第12条) 【資料】 ・チェックシートの記入方法 ・記入用シート ・チェックシートの集計(実効性などの数値) ・チェックシートの集計(論点)	H22.4.19 (1)見直しについて (2)協働事業評価制度について	H23.8.3 ・自治基本条例検証作業(自治基本条例の「これまで」と「これから」)	H20.10.6 (1)条例1～13条の検討 資料に基づき委員による提案・意見集約 【資料】 ・ニセコ町まちづくり基本条例の現状評価と論点(Ver.3)
第4回	H23.6.23 (1)自治基本条例における各章・各条項の現状評価、課題について 【資料】 ・条例の現状評価、課題について ・市民自治推進会議ベン図	H23.6.20 (1)参加機会の充実、パブリックコメント制度について (2)住民投票について (3)協働の推進・コミュニティ活動について 【資料】 ・住民投票制度の比較 ・広報広聴活動 ・情報公開制度 ・予算、決算、財政状況の公表状況 ・行政評価結果の公表状況 ・情報共有に関する課題・対応方向及び検討の視点 など	H22.10.20 (1)自治基本条例の運用状況について(チェックシートに基づいて 第13条～第27条)	H22.5.24 (1)見直しについて ・市民協働の成熟度を図る 【資料】 市民協働推進条例骨子案H18.3.31	H23.8.25 ・自治基本条例各条項の検証	H20.1.14 (1)条例11～39条の検討 資料に基づき委員による提案・意見集約 【資料】 ・ニセコ町まちづくり基本条例の現状評価と論点(Ver.4)
第5回	H23.7.21 (1)自治基本条例の見直しに係る方向性について 【資料】 ・条例の現状評価、課題について ・市民推進会議での市民自治評価結果	H23.7.11 (1)参加機会の充実、パブリックコメント制度、住民投票について (2)協働の推進、コミュニティ活動について (3)情報共有について 【資料】 ・市民参加、パブコメ、住民投票についてのまとめ など	H22.11.25 (1)チェックシートに基づいて 第28条～第30条 (2)全体を振り返って	H22.5.31 (1)見直しについて ・ニセコの自治基本条例と比較して、これからの条例の見直し検討で参考となるように説明 【資料】 市民協働推進条例骨子案H18.3.31	H23.9.27 ・パブリックコメント手続条例(案)検討(論点検討) ・審議会等の委員の公募に関する条例(案)検討(論点検討) ・自治基本条例見直しに関する提言書(案)の検討	H20.1.2.9 (1)講師招聘と講演会の実施について 九州大学准教授の田中孝男氏を招聘し、委員会でのアドバイスやまちづくり町民講座での講演・対談の依頼をしている。対談相手に委員会からも1～2名参加。 (2)条例40～57条の検討 資料に基づき委員による提案・意見集約 【資料】 ・ニセコ町まちづくり基本条例の現状評価と論点(Ver.5)
第6回	H23.8.23 (1)自治基本条例の見直し等に向けた方向性の確認について(中間報告書の最終確認) 【資料】 ・中間報告(未定稿)	H23.7.20 (1)協働の推進、コミュニティ活動について (2)情報共有について 【資料】 ・条例の見直し、推進の取組 ・「総則」「権利及び責務」 ・情報公開制度 ・基本条例パンフレット、広報関連記事 ・総合計画、行政評価 ・財政運営 など		H22.6.21 (1)見直しについて ・苫小牧市、ニセコ町と対比し、実効性が良くなるものがないかという検証	H23.10.4 ・パブリックコメント手続実施要綱(案)検討(最終確認) ・審議会等の委員の公募に関する要綱(案)検討(最終確認) ・自治基本条例見直しに関する提言書(案)の検討	H21.2.9 (1)まちづくり基本条例見直し事項の集約(資料2) ①資料2の各項目について、答申内容とするか否か ②各項目の記載内容の整理 ③条例として書き込む項目の整理 (2)第111回まちづくり町民講座 ニセコのまちづくりを検証する「まちの憲法制定から8年の今を考える」 【資料】 ・まちづくり基本条例見直し事項の集約 ・ニセコ町まちづくり基本条例の現状評価と論点(Ver.6)
第7回	H24.2.15 (1)最終報告に向けた市民意見の反映について 【資料】 ・市民による集中評価会議の開催結果について ・行政評価シートにおける市民自治の観点から評価について ・自治基本条例に関するアンケート調査結果について	H23.8.8 (1)協働の推進、コミュニティ活動について (2)情報共有について (3)条例の見直し、推進について (4)総則、権利及び責務について (5)行政運営等について 【資料】 ・組織・機構 ・行政手続き制度 ・個人情報保護制度 ・出資団体等 ・危機管理 ・国、道及び他の自治体との関係		H22.6.28 (1)見直しについて ・推進会議の定義等について	H23.12.20 ・パブリックコメント結果の報告(パブリックコメント手続実施要綱(案)) (審議会等の委員の公募に関する要綱(案)) ・自治基本条例見直しに関する提言書(案)の検討	H21.3.6 (1)「まちづくり基本条例見直しに関する答申(案)」について 各項目の記載内容について、最終確認を行った。
第8回	H24.3.9 (1)市民自治による施策等の評価結果及び条例の見直しに係る最終報告について 【資料】 ・最終報告書(未定稿)	H23.8.22 (1)情報共有について (2)条例の見直しについて (3)総則、権利及び責務について (4)行政運営、国、道及び他の自治体との関係について (5)提言書のとりまとめについて 【資料】 ・帯広市まちづくり基本条例の適合状況等の検討に関する提言書(イメージ)		H22.7.12 (1)見直しについて ・整理表に基づき検討作業	H24.1.17 ・パブリックコメント手続実施要綱(修正案)の最終確認 ・審議会等の委員の公募に関する要綱(修正案)の最終確認 ・自治基本条例見直しに関する提言書(案)の検討(最終確認) ・自治基本条例の今後に向けて(意見交換)	
第9回		H23.8.26 (1)情報共有について (2)行政運営、国、道及び他の自治体との関係について (3)提言書(案)について 【資料】 ・帯広市まちづくり基本条例の適合状況等の検討に関する提言書(案)等		H22.7.26 (1)見直しについて ・整理表に基づき検討作業		
第10回				H22.8.9 (1)見直しについて ・整理表に基づき検討作業。 ・他市との比較(苫小牧・ニセコ)し、盛り込むかどうか検討。		
				H22.8.23 (1)見直しについて ・答申案素案作成作業。		
提言書	H24.3.28 最終報告書提出	H23.9.7 提言書提出	H23.3.30 検討結果	H22.8.31 答申書	H24.1.20 提言書	H21.3.26 答申
見直し	なし	なし	なし	なし	一部改正	一部改正

【他市見直し検討状況一覧】

	札幌市自治基本条例 (H19.4.1施行:5年)	帯広市まちづくり基本条例 (H19.4.1施行:5年)	苫小牧市自治基本条例 (H19.4.1施行:4年)	みんなで進める千歳のまちづくり条例 (H19.4.1施行:4年)	白老自治基本条例 (H19.1.1施行:5年)	ニセコ町まちづくり基本条例 (H13.4.1施行:4年)
手法	①事務局から全般における市民自治の取組状況等を説明した後、課題を抽出。 ②重点的な評価対象の決定を行い、必要に応じて担当部局にヒアリングを行うなど情報を集約しながら、検証	①条文の内容や取組状況を確認し、今後必要な取組を議論 ②市民参加や協働、情報共有などについて、重点的に検討 ③ホームページやコミセンなどで検討状況を公開	①個々の条文について、「課題の有無」「文章の難易度」「規定の実効性」「規定の必要度」「修正の必要度」「進捗度」の6つの視点から5段階評価で検討 ②「市民」「議会」「市長その他執行機関」にとって、どの程度定着しているか、定着しつつあるかの観点から検討・評価	①条例の検証 ②制度や手続きなどの検証 ③条例の細かな点の検証 ※ニセコや苫小牧市の自治基本条例との比較	各条文のほか、自治基本条例の置かれている現状や課題の検証。	①個々の条文について、「現状評価／論点」、「委員意見／備考」で意見を整理。 ②従来から行っている町民講座と検討作業を連携。 ※参考 今回は条例制定後、2回目の見直し作業となる。 1回目は以下の内容を条例に追加した。 ①議会の役割と責務(第6章) ・議会の役割、責務、組織等(第17条～19条) ・議会の会議、会議の公開(第20条～21条) ・議会の会期外活動、政策会議の設置(第22条～23条) ・議員の役割、責務(第24条) ②町の提案により追加した条項 ・政策法務の推進(第28条) ・危機管理体制の確立(第29条) ・法令の遵守(第35条) ・総合計画進行状況の公表(第39条) ・評価における町民参加(第47条第2項)
意見の整理	条項毎に、 ①各条例に関係する主な取組・条例 ②現状評価・課題抽出 ③方向性(素案)を一覧表で整理。 会議内で出た意見は②で整理し、方向性が決定されたものは③で整理している。 最終報告書は以下の通りに整理されている。 1 評価の概要 2 事業等の実績 3 評価結果～全般部分について指摘 4 評価結果～各条項についての指摘 5 評価に対する今後の方向性 6 条例第32条に基づく「条例の見直し等」について 7 資料編	「市民参加」「情報提供」の章毎や条項毎に「意見集約シート」を作成し、それを元に「まとめ」を作成。まとめの最終内容を提言書に記載する。 「意見集約シート」は事前に各委員に配布し記載していただいたものを事務局が集約し作成するか、事前配布はせずとも会議内で出た意見を集約して事務局が作成する方法がある。 意見集約シートは次回会議にて各委員に内容確認し、修正、追加をしたものを再作成。その後、それを基に事務局が「まとめ」を作成。「まとめ」を次回以降の会議で内容確認し、最終内容を提言書に盛り込む。 また、議論にさほど時間を要しない条項(行政運営・国、道及び他の自治体との関係等)については、意見集約シートを作成せず、会議内の意見を最初から「まとめ」として作成している。 提言書には、「各条項の適合状況等について」という整理で①現状と課題②今後必要な取組など③委員会での主な意見を記載。	チェックシートに基づいて、条項毎の課題を洗い出し、意見集約を行う。委員会の検討結果については、以下の内容で整理している。 ①基本原則に基づく制度等 ②市民 ③市長その他の執行機関 ④議会 ⑤今後の取り組みに向けて 参考資料として、各条項に関する委員の意見概要を整理し記載。 ※H23.9.28 検討委員会とは別に以下の内容が一部改正された。 ①(総合計画)第17条に議会の議決について追加。	条項毎に見直し作業を行っている。現状と課題、目指す到達点、見直すべき仕組みと新たに必要となる仕組み、条例見直しの必要性、条例以外の対応、などの観点で整理検討を行った。 見直し作業時は、条例制定時の骨子案の中で条例に盛り込めなかったものについても再度検討を重ねている。結論が出ないものは、次回見直し時の課題として整理した。 また、他市と比較し、条例に新たに盛り込むべき内容や現状の条例の表現が適切か否かについても検討している。 答申書については、諮問書を受け以下の内容の整理で会議内の意見を整理している。 ①市民協働の実効性の確保等の観点からの見直すべき仕組みと新たに必要となる仕組みについて。 ②今後の課題。	検証の結果、第11条(町政活動への参加)及び第36条(条例の見直し)について、町民が主体となったまちづくりの可能性をさらに拡げるために改正が必要との結論に至り、「自治基本条例の見直しに関する提言書」として町長に提出された。また、検討作業と並行し、主旨を補完する制度の検討も行い、「パブリックコメント手続実施要綱」、「審議会等の委員の公募に関する要綱」案も作成した。	条項毎及び現在の条例に規定のない事項について「現状評価と論点」の一覧表をもとに検討作業を進行。項目は以下の通り。 ①条文 ②現状評価／論点 ③委員意見／備考 ④は事務局提案と会議内で出た意見。⑤は委員意見を整理。全てについて検討後、③について、見直し事項の集約を行い、それを再度委員会で検討している。以下の条文の改正を行った。 (1) 第11条(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)について、子どもたちのまちづくりに参加する権利を保障するため、参加の制度を規則その他で具体的に規定する項目を追加。 (2) 第31条(審議会等への参加及び構成)について、本町では町が設置する審議会や委員会などへの女性の参加が少ないことから、審議会等の構成は一方の性に偏らないよう配慮する項目を追加。 (3) 第41条(予算編成)について、町では平成22年度予算から、その編成過程を公開している。今後もこの取組を継続的なものとするための文言を追加。 (4) 第54条(条例制定等の手続)について、町では重要な条例をつくる過程で、町民の参加又は町民に意見を求めることとなっているが、この手続を厳格化するための改正案とした。また、町民参加等で策定した条例案は、事前に公表し、町民等の意見を聞き、その意見への回答を義務付。
会議期間	1年(H23.3.16～H23.3.28)	4か月(H23.4.27～H23.9.7)	10か月(H22.5.11～H23.3.30)	6か月(H22.2.23～H22.8.31)	7か月(H23.6.29～H24.1.20)	8か月(H20.7.16～H21.3.26)

検討作業(案)

進め方

条例の妥当性
現状評価と課題抽出

方向性
見直しを行う、行わない
両面からの検討

